



ご家族を亡くされた方の手続きのご案内



ご家族の死亡届をだされた方は、次のとおり区役所の窓口でお手続き・ご相談をお願いします。

なお、手続きに際して「※」しるしがついているものについては、届出人の本人確認資料（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード（写真付）等）をお持ちください。

代理人が手続する場合は、「委任状」と代理人の本人確認資料をお持ちください。

① 戸籍課 ☎ 510 1705 FAX 510-1893	2階 1番 窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・住民登録の世帯主が変更になる方は、世帯主変更のお手続きが必要です（亡くなられた方が世帯主で、同じ住民票に2名以上住民登録が残っている場合）。※ ・印鑑登録証、住民基本台帳カードなどをお持ちだった場合はお返しください。
-------------------------------------	----------------	--



② 保険年金課 ☎ 510 1807	2階 6番 窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険、介護保険に加入されていた場合、資格喪失のお手続き等が必要な場合がありますのでご相談ください。※
☎ 510 1810 FAX 510-1898 （保険年金課共通）	2階 7番 窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・75歳以上の方の場合、後期高齢者医療の資格喪失のお手続き等が必要な場合がありますのでご相談ください。 ・国民健康保険、後期高齢者医療にご加入の方は葬祭費の給付を受けられる場合がありますのでご相談ください。 ・亡くなられた方が、小児医療証、重度障害者医療証、ひとり親福祉医療証を持っていた場合は、ご相談ください。 ・母子、父子世帯になった場合、ひとり親家庭等医療費の助成が受けられる場合がありますのでご相談ください。
☎ 510 1802	2階 8番 窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金にご加入の場合は国民年金係で相談ください。
鶴見年金事務所 ☎ 521 2641 自動音声の案内⇒ 「1」「2」の順で プッシュ⇒ 係につながったら 「年金相談の予約」 とお伝えください。	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金にご加入の場合は年金事務所でご相談ください。 （ご住所が鶴見区・神奈川区以外の方は、管轄の年金事務所へお問い合わせください。） ・厚生年金に関する手続きや相談は、相談予約が必要です。 ・予約していない場合は時間帯によっては相談できないこともあります。 ・ご予約の際には基礎年金番号・お名前・お電話番号・ご相談内容を確認します（お手元に基礎年金番号がわかるものをご用意ください。） 	

（裏面もご覧ください）



③ 高齢・障害 支援課 FAX 510-1897	3階 1番 窓口	亡くなられた方が、高齢や障害福祉の制度を利用していた場合、サービスの廃止届や証・手帳の返還をする必要がありますのでご相談ください。
		・廃止届が必要になるサービスは、あんしん電話、訪問理美容、紙おむつの給付、食事サービスです。
		・返還が必要になる証・手帳は、特定疾患医療受給者証、身体障害者手帳、特別乗車券や福祉タクシー券などです。



その他の手続き

④ こども家庭 支援課 ☎ 510-1839 FAX 510-1887	3階 1番 窓口	・母子、父子世帯となった場合、児童扶養手当が支給される場合がありますので、ご相談ください。
	4番 窓口	・児童（こども）手当をすでに受給していた場合は、手続きが必要な場合がありますのでご相談ください。
⑤ 福祉保健課 ☎ 510-1832 FAX 510-1792	2階 12番 窓口	・亡くなられた方が、被爆者健康手帳を持っていた場合、被爆者健康手帳等の返還が必要です。
⑥ 生活衛生課 ☎ 510-1845 FAX 510-1718	2階 13番 窓口	亡くなられた方が、次のような場合、お手続きが必要です。
	14番 窓口	・医師、薬剤師、看護師、調理師等の免許証を持っていた ・飲食店、理・美容店、クリーニング店、薬局等を営業していた ・犬を飼っていた
⑦ 税務課 ☎ 510-1720 FAX 510-1894	4階 1番 窓口	亡くなられた方が、次のような場合はご相談ください。
	4階 8番 窓口	・125CC以下のバイクを所有していた (125CC超のバイク、自動車は関東運輸局(☎ 050-5540-2035)、 軽自動車は軽自動車検査協会(☎ 050-3816-3118)へ) ・市税の納付状況が心配な方はご相談ください。

法律相談

⑧ 区政推進課 ☎ 510-1680 FAX 510-1891	1階 1番 窓口	弁護士による無料相談が受けられます。 予約制ですので、広報相談係でのご相談ください。
---------------------------------------	----------------	---

不動産の相続登記

⑨ 横浜地方法務局 神奈川出張所 ☎ 431-5353 最寄駅：京急・子安駅	亡くなられた方が土地や建物の不動産を所有していた場合は、相続登記の申請が必要です。 不動産の所在地によって申請する法務局が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。
---	---